

# 副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田 學 ほか52名

被 告 東京都、国（処分をした行政庁：関東地方整備局長）

## 準 備 書 面 (3)

平成19年6月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人

鈴木秀雄



中井公哉



曾我高佳



浅川晃



宇野善昌



原田修吾



二井俊充



石田康典



西岡誠治



淡	中	泰	雄
上	村		景
戸	田		崇
東		智	徳
尾	上	佑	介
須	藤	明	彦
小	林	武	男
福	田	邦	夫
遠	藤	正	明
三	好	七	月
赤	星	健 太	郎
神	保	正	信
飯	野	正	樹

被告国は、本準備書面において、原告らの平成19年4月23日付け準備書面（以下、「原告準備書面2」という。）の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 「連続立体交差化事業の意義、建運協定等の法規範性並びに本件連続立体交差事業と本件都市計画道路事業の一体性について」に対する反論

- 1 原告らは、「建運協定等が法規範性を有することは極めて明白である」とか、「連続立体交差化事業とは、道路を主、鉄道を従とし、道路側の再開発まで視野に入れた新しい複合都市施設を作り出すための単一の事業であることは明らかである」などと主張し（原告準備書面2の33ページ）、本件鉄道事業及び別件道路事業は、法規範たる建運協定及び調査要綱に基づいて施行される連続立体交差化事業という法的に単一の事業の各一部分を構成すると捉えるものである。
- 2 しかしながら、答弁書（9及び10ページ）、被告の平成19年1月29日付け準備書面(1)(20, 21ページ)で述べたとおり、建運協定や調査要綱は、法規範性を有するものではない。

すなわち、建運協定は、連続立体交差化に関し、都市計画事業施行者（都道府県）と鉄・軌道事業者との間で費用負担等の調整が必要となることから、これらの問題を解決するために、鉄道事業を所管する運輸省（当時）と都市計画を所管する建設省（当時）との間で締結された行政組織間の協定であって、法律の委任に基づいて定められたものではない上、国民の権利義務に関わるものでもなく、公布手続も執られておらず、行政組織間の内部規範にとどまるものであるから、それに違反することが違法を招来するような法的拘束力を有するものでもない。また、調査要綱も、連続立体交差化に係る調査を実施する調査主体（都道府県等）に対して、調査の進め方、調査内容の項目等を内部的に示したものであり、法律の委任に基づいて定められたものではない上、国民の権

利義務に関わるものでもなく、公布手続もとられておらず、行政組織間の内部規範にとどまるものであって、それに違反することが違法を招来するような法的拘束力を有するものでもない。

この点、別件鉄道事業と付属街路の都市計画事業との関係についてではあるが、東京高等裁判所平成15年12月18日判決(以下「東京高裁平成15年判決」という。判例地方自治249号72ページ)は、建運協定について、「建運協定は、前記認定のとおり、連続立体交差化に関する都市計画事業施行者(都道府県)と鉄・軌道事業者との間の費用負担等について統一的な指導基準を設けるため、都市計画を所管する建設省と鉄道事業を所管する運輸省との間に締結された行政組織間の協定であり、法律の委任に基づいて定められたものではない。それは、国民の権利義務に関わる規定でもなく、公布手続もとられておらず、行政組織間の内部規範にとどまるものであって、法規範性、すなわち、それに違反することが、違法を招来するような法的拘束力を有するものとは認められない。」「道路法31条を含め、道路法上には、同条に係る協議及び裁定の基準を協定として定める旨の規定はなく、建運協定がその基準となり得るものであるからといって、それが法令の委任に基づくものではあるとは認められない。」旨、調査要綱についても、「連続立体交差事業調査を実施する調査主体(都道府県等)に対して、調査の進め方、調査内容の項目等を内部的に示したものであり、法律の委任に基づいて定められたものではない。それは国民の権利義務にかかわる規定ではないし、公布手続もとられておらず、行政組織間の内部規範にとどまるものであって、法規範性、法的拘束力を有するものとは認められない」旨、それぞれ正当に判示しているところである(同判決61, 62ページ)。

そして、その上告審である最高裁平成18年判決も、平成5年決定が高架式を採用したことによる別件鉄道事業認可に違法がないとしたほか、「原審の適法に確定した事実関係の下においては、本件鉄道事業認可について、その余の

所論に係る違法は認められない。」と、東京高裁平成15年判決の考え方を是認しているところである。

よって、建運協定や調査要綱が法規範性を有するものではないことは明らかである。

## 第2 結語

以上のとおり、建運協定等に基づき、本件鉄道事業と別件道路事業の法的一体性を主張する原告らの主張が失当であることは明らかである。